

健康・医療情報分析に基づく 生活習慣病等予防事業実施計画（データヘルス計画）策定について

町田市は、この度、健康・医療情報分析に基づく生活習慣病等予防事業実施計画（データヘルス計画）を策定いたしましたので、ご報告いたします。

1 計画の基本方針

（1）計画策定の背景

健診データやレセプトデータの電子化の整備の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「データヘルス計画」の作成、公表、事業実施、評価等の取組みを推進し、データを活用した効率的、効果的な保健事業の展開が求められています。

また、健康日本21（第二次）の着実な推進のためにも、データの分析を行い、個人や各地域において、解決すべき課題や取組を明確にし、それぞれに生じたメリットを活かした取組を実施することで、生活習慣病の重症化予防等に結びつけていくことが可能になります。町田市においても、生活習慣病等予防事業実施計画を策定し、効果的かつ効率的な保健事業を展開することで、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とします。

（2）計画の期間

本計画の期間は、2017年度から2020年度までの4年間とします。

2 データ分析結果と保健事業の実施計画

（1）データ分析結果と保健事業改善の基本方針

本市の総人口は微増していますが、国保加入者数は減少しています。医療費全体の推移はほぼ横ばいですが、一人当たりの年間平均医療費は増加しており、高齢化とともに医療費の高い疾病患者が増えています。

特定健診受診率は年々上昇しており、同規模市、全国市町村と比較すると高いですが、まだ特定健診対象者のうち53.1%の人が未受診の状況です。また、高年齢層と比較

して若年齢層の受診率が低い傾向がみられます。今後、受診率向上のために、まずは53.1%を占める未受診者の未受診要因を確認し、対策を検討する必要があります。次に、「通院・入院などの治療状況」「場所」「日程」「他の健診との関連性」などを多角的に分析し、周知方法と受診勧奨の仕組みを見直す必要があります。

低迷している特定保健指導実施率を向上させるため、電話による利用勧奨などにより、特定保健指導の効果、有益性を広く周知することが必要です。

特定健康診査の結果、治療が必要な健診結果にもかかわらず、医療機関を受診していない人が高血圧では約3,000人、糖尿病では約180人、脂質異常症では約5,000人存在するため、生活習慣病の重症化を防ぐためにも、適切な受診勧奨及び保健指導が必要です。

また、分析結果から得られた健康課題への対応として各種保健事業を実施するにあたり、評価体制、評価時期を設定することで、保健事業の効率を高めていくことが必要です。

(2) 保健事業の実施状況・実施計画

上記の分析結果をもとに、下記①から⑦までの事業を実施します。

①特定健康診査（継続）

【概要】

基本的な実施内容は「町田市国民健康保険 第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画」に準拠するものとし、受診率向上に向けた取組を推進します。

【実施体制】

保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
対象者への受診勧奨率 100%	受診率 60%

②特定保健指導（継続）

【概要】

特定健診の結果、生活習慣病リスクの高い被保険者に対して、管理栄養士等専門職による保健指導を実施します。

【実施体制】

健康推進課、保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
対象者への受診勧奨率 100%	実施率 45%

③糖尿病性腎症重症化予防事業（新規）

【概要】

特定健診受診者のうち、糖尿病性腎症の発症や重症化の可能性のある者に対して保健師等専門職による保健指導等を実施します。

【実施体制】

保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
指導実施完了者の生活習慣改善 (アンケートによる患者本人の評価)	指導実施完了者の 人工透析への移行者 0 人

④健診異常値放置者受診勧奨事業（新規）

【概要】

特定健診受診後、受診結果に異常値があるにもかかわらず、長期間医療機関の受診歴がない者を対象に医療機関への受診勧奨を実施します。

【実施体制】

保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
対象者への受診勧奨率 100%	健診異常値放置者の減少

⑤がん検診等（継続）

【概要】

各種がん（悪性新生物）の予防、早期発見を目的とした検診を実施します。

【実施体制】

健康推進課

【目標】

実施目標	成果目標
対象者※への受診勧奨率 100%	受診率の向上

※町田市国民健康保険被保険者に限る

⑥重複頻回受診対策の検討（新規）

【概要】

医療機関の適正受診について、広く一般的に周知・啓発を行う等、重複・頻回受診者に対して、適正受診についての対策を検討します。

【実施体制】

保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
適正受診対策の検討	適正受診対策の確立

⑦ジェネリック医薬品の普及促進（継続）

【概要】

ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額差額通知の発送や広報により、ジェネリック医薬品の普及促進をはかります。

【実施体制】

保険年金課

【目標】

実施目標	成果目標
対象者への通知率 100%	ジェネリック医薬品の使用率 80%

3 計画の見直し

年度ごとに目標達成状況の確認及び評価を行います。最終年度には全体評価を実施し、その評価に基づき本計画をより実効性の高いものにするため本計画の見直しを行い、次期計画に反映します。

4 計画の公表・周知

本計画は、3月31日に町田市ホームページにて公表し、町田市国保の被保険者に対しては4月1日号または4月15日号の広報まちだにより周知します。